

第10回余市町民自治推進委員会

令和3年12月3日開催

1. 開会 午後6時10分

2. 検討

・(仮称)余市町自治基本条例に係る答申書素案について

委員長:表紙につきまして、タイトル、下に日付と余市町民自治推進委員会となります。
いかがでしょうか。

委員:意見なし 了承

委員長:続きまして2ページまえがきです。

赤と青字がありますが、青が最新の訂正になります。

赤字のところですが、アンケート調査の中にあります条例を知った時は新しいことが始まると思ったが、何かが変わったとうい実感がない。という文言を追加しました。いかがでしょうか。

委員:意見なし 了承

委員長:私がリクエストした部分につきましては私が経緯をお伝えしますが、各委員からの部分につきましては、事務局から経緯を伝えてください。3ページの下になります。ショッキングなデータでありまして、20ページにあります自治基本条例を全く知らない人が343人(57.4%)、約6割の方が全く知らないという結果になっていまして、このことについて、答申の中に入れた方がよいとの御意見が委員の方から前回の委員会でありましたので、この原因と対策について真摯に御検討いただき、浸透させていただきたいという文言を追加しました。いかがでしょうか。

委員:意見なし 了承

委員長:続きまして4ページです。下から5行目です。原案は憲法第93条第2項となっていました。外国人の地方参政権の裁判がありまして、平成7年最高裁の判決で第93条第2項では、外国人の地方参政権について、与えなさいとは言っていない、他方禁じてもない。立法府で判断しなさいとなっていますので、地方

自治法第10条第1項に差し替えます。いかがでしょうか。

委員:意見なし 了承

委員長:5ページは字句の問題なのでないですね。6ページもありません。7ページの真ん中です。誤解していたのですが、パブリックコメント手続は余市町の行政手続条例に入っていると考えていたのですが、なぜ考えたのかというと行政手続法の中に入っている、自治体の条例の中にも入っていると思っていたが、余市町に限らず北海道も札幌市も入っていなかった。余市町では要綱できめられ、その要綱を告示している。この要綱によって町の施策について、パブリックコメントを行っている、要綱に差し替えるということです。いかがでしょうか。

委員:意見なし 了承

委員長:8ページ~10ページなし

11ページです。委員から提案がありましたので、事務局から経緯の説明をお願いします。

事務局:前回の委員会で第19条について御意見がでました件で、委員から記載の御提案があり第19条の提言に追加しましたことを御報告いたします。

委員長:御提案は、「子どもたちが「不思議だな、変だな、イヤだな」と思うことに対し、正直な言葉を自由に発言できる環境を整えます。発言した内容はできる限り議会にかけ答えを「公報」や「学校だより」等で公開します。」を第19条第6項に追加という内容です。

委員:ここの条文について、学校で検討をしてもらいたかったですし、できれば子どもたちで議論して第6項を作って欲しかったので今まで何も言わなかった。しかし現在のコロナ禍の状況で子どもたちが大変な状況があるので急ぐ必要があると考えたので提案した。

委員長:お話の趣旨からすると子たちの方から、修正や変更案を上げて欲しかったということですね。趣旨はよくわかります。

これまでは、取扱いが弱いので検討してください、と事務局にボールを投げていましたが、条項を提案するということですね。事務局から伝え聞いたときに思ったのは、第19条の第1項から5項の文言と比較すると生々しいというか条例の文言としては厳しいものがあるなと思いました。それで、委員の思いを何とか答申書に盛り込もうと思ひまして、12ページの検討内容の中に入れることを御提案したい。また、参考の子どもの権利条約も併せて入れるという御提案です。

委員：そぐわないのは承知で敢えて条項を加えたが、委員長案の提案の中に入れることでかまわない。

委員長：皆さんいかがでしょうか。

委員：子どもとはどの範疇をもって子どもと言っているのか。

委員長：この条文の中では、子どもの定義していない。

委員：条文としてそぐわないのではないか。子どもは、親と子どもの関係とかあるが、そこは19条の2項に書いてある。子どもという表現がはたしてこの条例で何を指すのかという話になる。抵抗はあるが、検討の中に入れるのであればその案でもよいと思う。

委員長：文書の中に入れると言うことでよろしいでしょうか。

委員：意見なし 了承

委員長：13～15ページ なし

委員：16ページ 前回「連署」を入れましたが、補足として、「町長は、請求を受理したときは、議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議しなければならないので（同条第3項）、結果的に「議会の議決」が生きることになります。委員会指摘事項もこの趣旨ではないかと考えます。

仮に、住民の「議会の議決を経て請求できる権利」を形式的（文字どおり）に解しますと、「請求」段階で、出席議員の過半数の賛成が必要なことになり（第116条）、直接請求権を定めた同法との調整が必要になります。」と言う文言を入れましたが、いか

がでしょうか。

委員：16から17ページ 意見なし 了承

委員長：18ページ なし

委員長：19ページ赤字の部分を追加しました。

委員：意見なし 了承

委員長：これで本文の検討は終わりましたが御意見ございますか。

委員：以前子どもの参加について、お話をさせていただいて、それに応える形で今回第19条の所で提案いただいたのですが、私は子どもの参加について入れたかった。第9条です。子どもたちから前向きな意見が出てくるはずで、大人がそれに答えるということです。こども会議などやっている自治体もある。

委員長：第9条にこどもの意見反映を入れるということですね。ニセコ町は子ども議会など実施していて進んでいます。

他に何か御意見ありますでしょうか。なければ今回いただいた御意見を反映したものを送りして、御検討いただくことになります。

3. 第11回余市町民自治推進委員会について

令和3年12月21日(火)午後6時10分～

4. その他 なし

閉会 午後7時15分